

平成24年第1回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成24年3月8日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時35分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	13番	井上久嗣君
	14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
	16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
	18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長	20番	山居忠彰君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教 育 委 員 会 長
職 務 代 理 者
教 育 委 員 会 長
生 涯 学 習 部 次 長
兼 社 会 教 育 課 長
の 家 所 長

千 田 秀 昭 君

那 須 政 士 君

農 業 委 員 会 長

松 川 英 一 君

監 査 委 員

三 原 紘 隆 君

教 育 委 員 会 長
教 育 委 員 会 長
生 涯 学 習 部 次 長
兼 社 会 教 育 課 長
の 家 所 長

安 川 登 志 男 君

古 川 靖 弘 君

農 業 委 員 会 長

秋 山 照 雄 君

監 査 委 員 会 長

高 岩 淑 通 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 幹 事
議 会 事 務 局 幹 事
議 会 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君

東 川 晃 宏 君

樫 木 孝 士 君

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 幹 事
議 会 事 務 局 幹 事
議 会 事 務 局 幹 事

浅 利 知 充 君

御 代 田 知 香 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。10番 国忠崇史議員。

10番(国忠崇史君)(登壇) おはようございます。

第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

さて、私は3つのテーマで質問通告を提出いたしました。

まず、市民要望と予算案との関係について幾つか取り上げます。

こども夢トークやふれあいトークなど、市長が市民と膝詰めで語り合う広聴活動は相変わらず活発に行われていますが、他方で、地域担当職員が中心になって市民と話し合う地域政策懇談会も昨年秋に市内各所で行われました。確かに、何でもかんでも市長が出向いて市民からの地域要望について、いわば直談判による即断、即決のスタイルをとれば済むというものではないし、市民の中で意見の分かれる問題も多くあるので、地域担当職員が出向くこの方式がすぐれている面もあると考えます。

地域担当職員の制度自体は市長のマニフェストでも重要事項でした。そして、職員の具体的な活躍の場は、この地域政策懇談会でありまして、市長の行政報告類でも毎度のようにこの懇談会が取り上げられております。

例えば、昨年年第4回定例会の行政報告にいわく、この政策懇談会は各自治会との共催によりすべての地区で開催するもので、主に市の各種施策等について説明を行いながら、広く市民の意向をお聞きし全市的に必要なものについては、新年度予算に反映してまいりたいと考えておりますとなっております。

今定例会冒頭の市政執行演説ではこうありました。初めはささやかな活動であっても、持続することで大きな波動となるものであり、さらなる制度の進化に向けて各自治会との共催による地域政策懇談会の充実を図るとともに、地域課題や市民ニーズの把握に努めてまいりますとなっております。

さて、私自身思うに、この方式のよい点としては、市の職員の広聴技術が高まり、市民も構えずに気軽に話せるというメリットもあると思います。ですので、地域政策懇談会には今後とも大いに期待するものですが、私が地元のあけぼの創成地区の懇談会に出てみた限りでは、まだ運営にこなれていない面も見受けられ、また一体意見集約はどのような形で行うのかも少々

疑問に思いました。

そこで、何点が質問いたします。

1点目は、この地域政策懇談会は市内何カ所で行い、総計で何人が参加したのでしょうか。また、集まった市民の年齢層や性別などに特徴が見られましたらお知らせ願いたいと思います。

2点目は、この懇談会には自治会の役員ばかりでなく、非役員の一般市民もどのくらい参加したのでしょうか。わかっている範囲でお知らせ願います。

3点目、一昨年この地域政策懇談会では、公認パークゴルフ場設置の可否が焦点だったため、主に高齢の方、パークゴルフに親しんでいらっしゃる方の関心が高かったと思われませんが、昨年のテーマは高齢者世帯調査、それから自主防災組織の結成など、テーマがやや地味に見えたかと感じます。その点、動員には少々苦勞したのではないかと思う次第なんです、この点いかがでしょうか。

4点目、この地域政策懇談会では、いわゆるどぶ板的な要望といいたいでしょうか、すなわち道路の舗装や拡幅などの問題、街灯の設置や交通信号の整備、はたまたごみ収集や、きのうもありましたけれども除雪排雪の関係、そういった要望はどの程度聞き取ったのでしょうか。また、そういった要望への返事はどんな形で行ったのでしょうか、承りたく思います。

5点目、ここからが大事なんですが、昨年のテーマのもう1つは、敬老バス乗車証交付事業についてでありました。これは、私が昨年9月に定例会の一般質問で取り上げた事柄でもあるのですが、路線バス運賃の優遇策にかかっている事業費については、児童・生徒と高齢者とで随分差があることも明らかなわけですが、ですから、敬老バス乗車証については、今後一部を有料化することもあり得ると、そういう同意する意見も出たはずであるし、実際きのうの小池浩美議員への答弁の中でも、保健福祉部長がその旨おっしゃっていました。いわば、この敬老バス乗車証問題は、浮かんでは消える問題であって、一定の方向性なり結論なりが果たしてどこで出てくるのかなと、私ならずとも気になるころだと思えます。この地域政策懇談会では、この点どんな意見が出たのでしょうか、大まかにお知らせ願います。

ちなみに、私の地元で出た意見を申しておきますと、74歳以上に無料で交付してきた実績があるので、次年度も75歳以上は無料でいくしかない。来年度74歳に達する市民から500円なり何なりとればいいのではないかという意見もあり、また、一部有料化するなら、その見返りに市内循環バスの特定の便を多世代交流センター経由にしてくれないかという意見もございました。

6点目は、今の点とつながりますが、例えばこのくだんの敬老バス乗車証について、意見集約がどのように行われ、結論は市役所内のどの部署で出たのか、一連のプロセスを聞きたいと思えます。今回の予算案では、結局前年並みに継続ということですが、それで全市民を納得させるのかどうか、御認識のほどをお伺いしたいと思います。

最後に7番目ですが、一概に言って、予算案ができる過程は外部からはなかなかわかりにくい点があります。もちろん、この予算を編む作業は行政の専管事項だからと言ってしまえばそ

のとおりなのですが、せっかく地域政策懇談会など広聴の場を設けているのですから、いかにそこでの意見具申が大切に扱われ、予算案に反映されるのかを一度は理路整然と説明しておいたほうが、意見を申し述べる市民の側にも一種の張り合いが生まれるのではないかと思うのです。この点いかなる御認識かお伺いいたす次第です。

以上、誠実な御答弁を期待いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地域政策懇談会の総括的内容について御答弁申し上げ、敬老バス乗車証交付事業などバス事業に関することについては総務部長から答弁申し上げます。

地域政策懇談会は、行政からの情報提供や地域のさまざまな声をお聞きするなど、広報広聴活動の1つであるとともに、地域担当職員制度における主要な活動として職員が地域へ出向き、地域の方々と直接対話する中で、市民の思いや考えなどをくみ取りながら、管理職としての責務と自覚を再認識することにより、能力を發揮し、成長することも視野に入れ、よりよいまちづくりを進めていくための意見交換の機会と位置づけているところであります。

懇談会の開催に当たっては、それぞれの地域の担当職員と自治会役員の皆さんとの協議のもとに、日程の調整や周知等の準備を進めており、行政と自治会との共催により開催されています。

そこで、昨年秋に開催した地域政策懇談会の状況についてであります。今回の懇談会は11月20日の中土別地区を皮切りに、市内全20カ所で開催したところであり、延べ324名の市民の皆さんが参加されました。それぞれの自治会や地域によって参加の呼びかけ方なども異なっており、中には自治会役員との懇談という形で開催された地域もありましたが、多くの地域においては役員以外の皆さんにも御参加いただきました。参加者の年齢や性別についてとりわけ特徴的と言えるようなことはありませんが、総じて、各地域とも参加者の多くは40歳代以上であり、男性が多い状況でありました。

今回の懇談会では、自主防災組織の設立を初め、国保特定検診の受診、土別翔雲高校の間口維持、高齢者実態調査の結果について、行政からの情報提供を行ったほか、敬老バス乗車証の取り扱いと子供たちのバス利用助成、更に全市的な課題の解決に向けた提言についてお伺いし、それぞれ多くの御意見等をいただいたところです。

これらのテーマについては、事前に地域にもお知らせしたところであり、パークゴルフ場の建設を主要課題として位置づけた前年度の参加者が354名であったことと比較しても、参加者が大きく減少するようなことはありませんでした。開催時期や周知期間などについての課題はあったものの、今回のテーマ設定によって特に参集を図ることに苦労したということはありませんと判断しています。

このような中で、あらかじめ設定した個別項目以外には、全市的課題のほか、それぞれの地

域課題も含めて医療や福祉を初め、生活環境にかかわることや雪対策に関すること、更には教育や情報通信、地域担当職員制度や自治会活動にかかわることなど、さまざまな御意見や御質問をいただきました。

これらに対しては、その場で回答できるものについては地域担当職員から回答するとともに、所管部署等に確認すべき事項については後日、地域担当職員を通じて、あるいは所管から直接回答するなど対応し、更に検討を要する事項については、その内容に応じて引き続き対応を進めているところであります。また、地域担当職員リーダーによる連絡会議を開催し、懇談会の総括を行うとともに、質問、意見やこれらに対する回答などについて情報の共有を図っているところでもあります。

お話のあった道路などの整備に関しては、数件の要望がございましたが、これらについては別途自治会からの地域要望として提出されているところでもあり、毎年建設水道部を中心に現地調査を行いながら、全市的見地に立って対応しているところであります。

次に、懇談会などの意見がどのように予算案に反映されているのかを示すべきとの御質問についてであります。

市民の皆さんの声をお聞きする手段としては、現在、地域政策懇談会のほか、市長への手紙、市民の声ボックス、あるいは市長室開放事業やこども夢トークなどを実施しており、更には地域からの要望などの形でお受けしています。これらによって寄せられた要望や意見の中には、予算を伴うもの、また予算を伴わずに対応できるものがありますが、例えば、昨年度に地域要望でお受けした流雪溝の投雪時間帯の改善については、時間設定を変更することによって、より多くの世帯の利便性が向上したという事例もございます。

お話のように、寄せられた意見を大切にすることというのは当然のことであり、この地の1人の声こそ原点との思いから、可能な限り市民の皆さんの声を施策や事業に反映するよう努めているところであり、特に積極的に実施すべきと判断したものについては、まちづくりのための特別枠にも位置づけているところであります。

これら予算に反映したことについては、今後、地域政策懇談会などを通じてその経過等をお示しするとともに、広く市民の皆様にもお知らせするよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から敬老バス乗車証交付事業と小・中学生バス料金無料化実験事業にかかわる意見集約についてお答えいたします。

路線バスの維持と利用促進や利用者支援については、当面する本市の検討課題の1つとなっており、これまでの定例会や特別委員会においても、敬老バス乗車証交付事業に関しては、年齢の引き下げについての御提言があり、また小・中学生のバス利用に対する助成についても御提言をいただいております。

人口減少と高齢化が急速に進む中で、公共交通の維持、確保はもとより、子供たちを含めた

交通弱者への対応や高齢者の外出機会の確保については行政負担の増加、あるいは受益と個負担の公平性などの課題もあり、さまざまな観点からの検討が必要な事項になっています。

特に、敬老バス乗車証交付事業については、毎年約200万円ずつの費用上昇が見込まれる中で、対象年齢の引き下げと一部負担の考え方などについて調査、検討を進めているところであり、平成20年に設置した地域公共交通活性化協議会においても協議を進めているところでもあります。しかしながら、さまざまな御意見や御提言が交錯する課題でもありますことから、一定の方向性を導くことが難しい一面もあり、広く市民の皆さんの考えをお聞きするため、本年度の地域政策懇談会の主要テーマの1つとさせていただいたところでもあります。

今回の懇談会においては、約100件の御意見等をいただいたところではありますが、その内容としては、子供や高齢者への対応すべてにおいて現状どおりでよいという意見があったほか、敬老バス乗車証に関しては、できれば年齢を引き上げるべき、あるいは年齢のみならず、歩行が容易でなくなった人なども対象とすべきなどの提言もあった一方で、回数の制限や頻度に応じた負担を求めるべき、一部負担は当然すべき、そもそも無料にはすべきでないなど、さまざまな御意見が寄せられたところでもあります。また、子供たちにも助成すべきなどの御意見もありました。

年齢や性別、生活環境の違いなどにより、実に他種多様な意見があることを改めて認識したところでもあり、一方ではこのテーマを設定したことで、市民の方々にも現状と課題をお知らせできたものと考えています。

きのうの小池議員への答弁にもありましたように、敬老バスについては、料金の一部負担と対象年齢の引き下げということも1つの考え方としながら、今後は敬老バス乗車証を担当している介護保険課や公共交通を担当している企画課、更には学校教育課など関係部署の横断的連携のもとに検討を進め、地域公共交通活性化協議会でも議論していただきますが、その際には今回の懇談会で伺った御意見や、他の機会を通じて寄せられている御意見などを具体的に提示する中で、助成制度や路線のあり方について、より現実的な議論を進めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、この敬老バス事業と子供たちのバス助成については、総合的かつ多角的な観点からの検討が必要な課題でもあり、方向性を見出すには一定の時間を要するものと考えておりますことから、新年度の予算案においては現行の敬老バス乗車証交付事業の制度内容に基づいた積算のもとに予算計上しておりますが、可能な限り早期に一定の方向性を出し、市民の皆様にごその内容をお知らせできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 1点だけ再質問させていただきます。

一昨年の公認パークゴルフ場について懇談会をしたときは、パークゴルフ場を今つくるか否かというテーマだったので議論しやすかった面もあるんですけども、しっかりしたレポート

が出ていたんですね。きょう持ってきてないですけども、これぐらいの冊子ですね。前回、去年の秋の地域政策懇談会の結果について、一定のレポートが出ていないというのは、ちょっと私にしてみれば残念なことなんですよ。

何でもペーパーを出せばいいというものではないですけども、より深い話をするためには、ある程度、地域政策懇談会の今、市長と総務部長がお話ししていただいた内容を冊子にして、それをもとにまた論議していくという方向性が私は望ましいと思うんですけども、その辺どういう御認識か伺いたいですけれども、いかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 再質問にお答えいたします。

今の議論をしていただく上で、いろいろそういった資料を市民の人にも提示してということでの話だというふうに思います。

この地域政策懇談会を開いている中で、今回20カ所ほどでこの懇談会を開いていますけれども、そういった各地区で出た意見等については、もちろんこれ市役所の中では担当職員の連絡会議を開き、いろんな情報交換をさせていただいています。また、地域のほうにもほかの地区で出た意見等については、できるだけお知らせしていくということを基本にしながら懇談会を進めております。

今、国忠議員のほうから資料があったほうが便利、親切だというようなお話もありましたけれども、例えば自由に意見をいただくようなテーマ等々もこれからいろいろ考えられるかなというふうに思いますし、むしろ資料があったほうがいろいろ意見を出していただく上ではいいというようなケースも考えられるというふうに思いますので、そのテーマ等において適切な対応をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（山居忠彰君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 再々質問になってしまいますけれども、要は懇談会のときに配る資料ではなくて、懇談会の結果、総務部長おっしゃった敬老バス乗車証についてはこういうバラエティを持った意見が出ましたよということをもとめておくべきじゃないかということなんですよ。懇談会終わって、11月から12月にかけてやりますので、冬の間にもまとめておいて、予算の審議時期に間に合うようにできればまとめていただきたいなという趣旨でお話ししたんですが、その点いかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 懇談会を開く時期が、予算案編成前ということの時期にこの懇談会を開いて、可能な限りそれを予算案に反映したいという思いがありまして、ただ去年はちょっと開く時期が予算編成にかなり近い時期だったということもあって、開催の時期については反省しなければならぬ点もあろうかというふうに思っております。

今、国忠議員のほうからの意見がありましたように、そういった意見を庁内としては編成前

に一定の取りまとめを行っていますので、各自治会等々含めて、こういったことで周知ができるかということは今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

議長（山居忠彰君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 続きまして、子供の医療費給付事業について質問いたします。

この医療費給付事業につきましては、市長マニフェストの最重要項目でありまして、小学生の医療費を全面的に無料化し、中学生は入院費無料とする画期的なものでありました。一昨年8月の事業開始から1年半たちましたが、市長の折々のスピーチを聞きする限りでは、特に歯医者さんの利用が多くなったとのことであります。

そこで、3点ほどお伺いいたします。

1点目に、まず具体的な利用者数、利用件数、金額などをお伺いいたします。それぞれの指標、ここで挙げた利用者数などの指標が増加傾向にあるか否かもお知らせ願います。

2点目として、医療費が全面的に無料になると、従来は町中の薬局やドラッグストアに売られている売薬で済ませていたような疾患でも、病院に行って処方薬をもらうようになるのではないかと、そういう説もあります。もし仮にそうなのであれば、いわゆるコンビニ受診にもつながってくる問題ではないかと思われませんが、その点の認識はいかがでしょうか。

ただ、子供は高齢者と同様に、病状が軽く見えても急変することがあるので、一概にコンビニ受診だと責められないと思いますし、何せ土別市立病院の今の小児医療体制を考えると16時で完全に終了するので、コンビニ受診以前の問題ではありますが、ともあれ軽い病状での受診を回避するためには、来院前の電話相談を充実するなど特別の体制をとっていいのではないだろうか考えますが、この点いかがでしょうか。

3点目、近い将来、中学生の医療費も全面無料、もしくは低額化されることを期待していますが、小学生と中学生とで給付要件と形態が異なるのは、今のところしょうがないのだと思います。しかし、医療機関窓口で本人が一度負担して、後日償還払いになる場合の一連の流れについては、もう少しわかりやすいように説明したほうがいいのではと思うときがございます。

特に、中学生が入院した場合、入院というのはめったにないことですから、医療機関から出される請求書や領収書を見ても、一体どこが無料になっているのかというのは簡単に理解できない場合も多いと感じますし、退院後の外来通院は有料となるので、説明には一工夫がほしいところではありますが、この点もし改善の余地があるとすれば、こういった点でしょうか。コメントをいただきたく思う次第です。（降壇）

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

小学生以下の医療費自己負担の無料化と中学生の入院医療費の自己負担の無料化につきましては、やさしいまちの創造に向けた取り組みの1つであり、子育て日本一のまちとするための重要な施策と位置づけ、平成22年8月から北海道の助成制度に市単独施策を拡大し、実施したところであり、これまで1年半が経過したところであり、

助成拡大分のこれまでの利用実績につきましては、事業開始の平成22年8月診療分から昨年7月診療分までの1年間の実績で申し上げますと、入院が218件320万円、入院外1万1,264件1,285万円、歯科2,121件444万円、調剤6,522件982万円、柔道整復357件91万円、合計では2万482件、その助成額は3,122万円となり、入院のうち中学生にかかる実績は7件48万円でありませぬ。また、実績額に占める診療種別ごとの比率では、入院が10.2%、入院外41.2%、歯科14.2%、調剤31.5%、柔道整復2.9%であり、事業開始当初の診療種別ごとの比率と比較した場合、歯科が5.8%から14.2%と大きく伸び、調剤が27.5%から31.5%と若干伸びている状況であり、今後ともその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、コンビニ受診に関するお尋ねであります。

医療費自己負担の無料化に伴うコンビニ受診等につきましては、無料化以前の小学生などにかかわる診療実績の把握が難しいことから、件数の増加等について明確な数値はつかめておりませぬが、市立病院小児科患者数の月別動向では、無料化前1年間の患者数が1万2,051人に対し、無料化後の22年8月から23年7月までの1年間の患者数が1万3,876人と1,825人増加、1カ月平均では152人、約15%増加している状況であります。ただ、従来の道の助成対象となっていた乳幼児にかかわる実績においても、1カ月平均では、22年8月以降約100名増加している状況であり、今回の増加が直接コンビニ受診や頻回受診であるとは判断できませんが、今後とも医療機関の適正受診を促すための啓発に取り組むとともに、患者数の動向を注視し、診療実績の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、子供の病状について診療前に電話相談などの特別な体制をとってはとのお尋ねでございますが、夜間における子供の急な病気やけがなどの際に、保護者の方が専任の看護師や医師から電話により適切な助言を受けられる北海道小児救急電話相談事業が平成16年12月から北海道により実施されております。

現在、市では新生児の家庭訪問の際に、保健師がリーフレットの配布とともに、同事業の案内を行っているところであり、今後ともこの事業の活用についての周知を図ってまいる考えであります。

次に、中学生入院医療費などの償還払いについてのお尋ねでございます。この事業の実施に当たりましては、小学生においては医療費受給者証を配布し、おおむね全道の医療機関や調剤機関等で医療費の窓口負担がなく、受診が可能となったところでありますが、一部の医療機関や中学生の入院医療費については一たん医療費をお支払いいただいた後に、後日、窓口での償還払いにより対応しているところであります。

事業の開始に当たりましては、市内の医療機関や調剤機関等に対してこの取り扱いに関する説明を行い、あわせてポスターの掲示やチラシの配布により周知を図ってきたところであります。更に、市民の方には広報やホームページ、地元新聞による記事掲載などにより周知を行い、事業の円滑な実施に努めてきたところであります。しかし、ただいま国忠議員がお話のとおり、中学生の入院など償還払いとなる場合においては、一たんお支払いをいただいた医療費には保

険対象費用のほかに入院時食事代、更には入院時のパジャマ代や差額ベッド代、診断書料などの保険対象外費用も含まれ、どの費用が払い戻しになるのかわかりにくい面もあります。これまで市民の方から手続漏れがあったというようなお話は伺っておりませんが、今後、中学校入学時の際に学校を通じて周知を行うなど、事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えてございます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 最後に、暴力追放のあり方について質問いたします。

士別市の都市宣言の1つに、暴力追放・防犯都市宣言があります。宣言にもあるとおり、市民生活からあらゆる暴力行為を追放していくのが大切であることは論をまたないところです。家庭、職場、そして学校内での暴力や虐待も含め、具体的な防止対策や施策もさまざまなものが行われているところですが、ここでは暴力団をめぐる問題について幾つかお聞きいたす次第です。

あらかじめお断りしますが、私は富司純子や高倉健、菅原文太らが活躍した東映やくざ映画のファンではありますが、実際の暴力団など大嫌いであります。

1点目、暴力団ないしその構成員が市民の間での交通事故や金銭トラブルに対して、仲介を口実にいわゆる民事介入行為、民事介入暴力を行ったとされる事案は、わかっている範囲でここ数年間どの程度あるのでしょうか、お示してください。

2点目、近年、市内に弁護士事務所が開業するなどしておりますので、仮に暴力団ないし暴力団員から何らかの脅しを受けたり、トラブルに巻き込まれたとしても、安心して相談できる体制は整ってきつつあるのではないかと思います。しかし、具体的には、どこに相談するのが最も適切なのでしょうか。また、相談を受ける機関にはある程度暴力団対策の知識と経験が蓄積されておるのでしょうか、その点お知らせください。

3番目ですが、昨年から施行された北海道暴力団の排除の推進に関する条例、これを略すると北海道暴廃条例と言いますが、この種の条例には、私に言わせれば2つの点で疑問がぬぐえません。

1つ目は、実際の効果という点です。日本の組織暴力団は、よくも悪くも親分の氏名や事務所の所在を明らかにすることで存続してきました。ですから、暴力団事務所や組織などを形式的に排除しても、結局は地下にもぐって、かえって欧米のようにマフィア化しかねないのではないかと心配してしまうわけなのです。

2つ目の疑問は、憲法第14条に言う法の下での平等との関係です。憲法14条では、「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。」というふうになっております。この暴廃条例によって、暴力団関連とされる者の銀行口座開設を制限したり、一般人との濃密な交際を処罰対象としたり、多くの民事契約関係から排除するという方向では、これでは具体的な不法行為の事

実によって裁かれるのではなく、何らの行為なしにただ団体に所属したことのみをもって処罰することになりかねず、やがては罪刑法廷主義を大きく損なうことも心配されます。

暴力団構成員ならば、人権の制限も仕方ないとなつては、だんだんエスカレートして、ある政党の党員だから、ある宗教の信者だから権利を制限するという世の中にもなりかねないわけです。

そもそも暴力団が市民の間のトラブルに介入することを抑えるには、市民的なみずからを治める自治の力をつけるのがまず一番であります。ちょっと前までは暴力団予備軍になりそうな少年がいても、地域に根を張った自営業者の大人が少年の身元を引き受けて、踏み外した道を歩まないよう世話したのですが、地域経済が衰退したら今度は警察力が直接全面に出て、土建屋さんや不動産屋さんなどの事業活動のすみずみまで警察が暴力団排除のために支援をするというのは、まさに行き過ぎた官依存の最たるものではないかと考える次第なんです。

さて、北海道、そして北海道警察としてはよりきめ細かい暴力団排除施策をつくるために、各市町村にも暴廃条例の制定を奨励しているところです。土別市としては、条例の検討に入る前に私が述べた点を慎重に考慮してからにしてほしいと切に考えますが、まずこの点の見解をいただきたいと思います。どうぞよろしく御答弁願います。

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

まず、暴力団が交通事故や金銭トラブルなど民事介入を行った事案についてであります。土別警察署によりますと、過去数年間土別市内においてそうした案件はないとのことでありませう。

次に、暴力団から脅迫されるなどトラブルに巻き込まれた場合などの相談機関についてであります。暴力団がかかわるといことは事件性が高い可能性があることから、まずは土別警察署に相談することが第一と考えるところであります。仮に、市にそういった相談が寄せられた場合においては、環境生活課が窓口となり対応いたすところでありますが、これまでこの地方では暴力団などが存在していないことから、市においても知識経験は不足しておりますので、市民の安全を第一に考えた場合には直ちに警察署と連携をとることになります。

また、現在市内で開設されている法律事務所の弁護士の方は、これまで大きな都市を中心に活動されており、暴力団とのトラブル等についても扱われた経験があると伺っておりますので、民事事件などの際には対応していただけたと考えております。

次に、暴力団排除条例についてであります。安全で安心して暮らすことは市民すべての願いであり、本市においては一切の暴力を排除しようと、暴力追放・防犯都市宣言をいたしておりますが、近年、平穏な市民生活を脅かす要因が増加し、少なからず不安が広がっていることから、地域がよりよい環境となるよう市民生活全般にかかわる土別市安全で安心なまちづくり条例を制定いたしました。そこで暴力団の対応については、本条例に盛り込んだ市民が安全で安心して生活のできる地域とするための規定によるほか、土別市公共施設の暴力団排除に関する

条例や個別条例においても対応が可能と考えており、現在の本市の状況においては単独条例として暴力団排除条例の制定は必要ないものと考えております。

ただ、条例制定の有無は別としても、少数の反社会的行為をする者が、平和な暮らしを望む大多数の市民の生活を脅かすことがあってはならないもので、行政としては当然これらのものを排除しなければならないことから、例えば市発注工事の契約などの際に受注者が暴力団とかかわりのない旨、誓約させるといった対応などについて、今後検討する必要があるものと考えておりますし、先ほど申し上げました暴力追放・防犯都市宣言に掲げるように、一切の暴力行為を排除し、平和で明るく住みよいまちの実現に向け、最大の努力をいたす考えであります。

以上申し上げて、答弁いたします。

議長（山居忠彰君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） これで終わります。どうもありがとうございます。

議長（山居忠彰君） 16番 神田壽昭議員。

16番（神田壽昭君）（登壇） 第1回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。

最初に、T P P交渉参加阻止土別市民総決起大会開催について市長にお伺いいたします。

このことは、私は22年第4回定例会で、管総理がT P P参加を検討すると述べたが、本市の基幹産業である農業への影響は大きい。市長としてどう認識し、対策を考えるのかに対して、戸別所得補償制度が導入されたが、関税の撤廃を原則とするT P Pの締結は、農業者の所得が補償されても、農畜産物の輸入を抑えられず、国内の生産体制が崩壊することは明らかである。このため他の自治体の首長とともにT P P参加反対決起集会をすべきとの提案を行い、12月20日、上川地方総合開発期成会及び上川地区農業協同組合長会、全上川農民連盟が共催し、T P Pを検証し、地域を守る上川地方総決起大会が開かれたのでありますが、1年経過した今日、参加反対や慎重な対応を求める地方自治体、議会、農業者、消費者などの声に一切耳を貸さず、T P P交渉参加に向けて関係国と事前協議を続け、2月23日、ニュージーランドとの事前交渉を行い、これで参加9カ国との協議が一巡しましたが、オーストラリアに続きニュージーランドからも日本の参加について支持表明は得られず、アメリカから全品目テーブルに乗せる用意がなければ参加できない、させないと言われ、全品目をテーブルに乗せると明言したような報道がありました。

特に、このT P P交渉は例外なき関税撤廃を原則とし、また非関税障壁として関税以外の方法によって貿易を制限し、国民の生命と暮らしに直結する金融や保険、医療品、公共事業、食品の安全基準など21分野で国内規制の緩和や撤廃などが危惧され、国の基本政策や社会保障制度をアメリカの標準に統合させるもので、日本の国のあり方を根本から変えてしまう大きな問題であります。

私は、このT P Pは決して農業者だけの問題ではなく、地域経済や暮らしにどのような影響が考えられるのか、例えば、言われるように、まずこの地方で最も影響を受けるのが米であります。米はこれまで高い関税で守られてきましたが、その関税が撤廃されると、米にかかわる

関税は現在 1 キログラム341円です。1 円が入ってきた米が342円となります。むしろ国内価格よりも高い状況であります。外国産の米の価格は国内価格の 4 分の 1 程度であり、関税がなくなれば、基本的にこの 4 分の 1 の価格57円が入ってくるのが予想されます。

更に、ここで農水省が所得補償制度をとらなければ、完全自由化になった場合は、日本の米は10%しか残らないだろうと言われております。今の米の価格はお茶碗 1 杯30円程度、そのくらいなら国産になるだろうという楽観論もありますが、実は家庭用主食の割合は全体の半分で、残りは業務加工用ですから、完全な価格競争になるのであります。同じように、さまざまな農産物が外国産に置きかわり、あるいは外国産に引きずられて価格を低下せざるを得なくなりません。

このように、シミュレーション1つ1つを品目にわたって検討した結果、新潟自治体研究所の資料によれば、合計額で 4 兆円のマイナス、日本の農業生産額は12兆円ですから、4 兆円の落ち込みは金額ベースで 3 分の 2 に減り、数量ベースでは食料自給率は14%と予想されます。この影響が単に農業にとまらない国民全体に広がるものであります。

更に、同時に経済的な波及効果として、国内農業生産額が 3 分の 2 になると、さまざまな産業に影響を及ぼし、最終的には GDP、国内総生産に対して 8 兆円の減少を及ぼすというのが農水省の試算であります。

もう 1 つの問題として、農業生産額の減少は補助金で賄えるが、試算に現行の所得補償制度を含む必要な保護策を講じれば大丈夫というが、それが本当にできるものなのでしょうか。関税がゼロ、価格が国際水準に低下した場合、農家の所得を今の水準に支える財源があるのか、米の価格は1,000円下がれば1,000億円の財政負担が増えると言われておりますが、今の戸別所得補償制度は、現在の米に関しては3,000億円程度に予算を計上して、TPPで先ほどの57円まで下がると、1兆3,500億円の予算が必要となり、昨年の戸別所得補償制度では米以外も含めて、総額 1 兆円程度が使われると言われております。

ここに、TPPによる価格低下とあらゆる農産物が対象になると、米だけで 1 兆2,000億円、全農産物では 3 兆円もかかると言われております。ところが、年間の農業予算 2 兆円程度、そして戸別所得補償制度は一切しないということにはならないので、3 兆円でも足りません。この財政難で野田政権にその覚悟があるのでしょうか。

全国で反対署名1,167万人、市町村議会の 8 割が反対決議、国会議員722人の中363人の反対、都道府県対策協議会の 9 割が反対決議、プロジェクトチームの慎重提言を無視、医療業界の反対姿勢など、TPPをめぐる国内調整が進んでいない中で、野田政権の参加ありきで前のめりになるだけの姿勢は改めてほしいと思います。

報道されているように、5月の連休中の訪米で、オバマ大統領との会談で参加の進展を図ることも心配されます。自由貿易、経済連携交渉は食料の確保、多様な農業の共存を基本として、食料自給率の向上、食の安全・安心供給、国内農業・農村の持続的な発展は何よりも大事であります。

私はこの土別市の基幹産業である農畜産業と地域経済を守るために、これからの地域の担い手のためにも、そして国民が中身を十分わからないまま突き進み、社会の崩壊につながるこのＴＰＰ参加交渉を絶対阻止し、断固反対を求める農・商・工・消連携によるＴＰＰ交渉参加阻止、土別市民総決起大会の開催を強く求めますが、牧野市長の御見解を求めまして、この項目の質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたします。

ＴＰＰ交渉参加に向けての事前協議がアメリカやオーストラリアなど関係９カ国と行われておりますが、この間、国民に対する情報が十分に開示されていない中で進められており、依然として余談を許さない状況にあります。

ＴＰＰは例外なき関税撤廃はもとより、非関税障壁として医療制度や医薬品の認可、金融、保険などのサービス自由化、遺伝子組み換え作物など食品の安全基準や表示問題、公共事業の入札制度といった21分野で国内制度の規制緩和や撤廃が求められ、日本の国の形を変えてしまうほど大きな問題であります。

加えて、世界的な人口増加と穀物価格の高騰により、食料危機が危惧されており、これ以上の輸入拡大は国の食料主権を放棄し、国が定めた食料・農業・農村基本計画における食料自給率の向上や現行の農業政策を根本から覆すものであり、正確な情報開示と十分な情報提供、更には幅広い国民的な議論を行い、国民合意がないままに拙速な参加表明は断じて許されるものではありません。

特に、北海道においては、農業が食品加工業や観光業などと密接に結びつき、地域の基幹産業となっており、重要品目である米、小麦、砂糖、牛肉、乳製品などについては、その影響は農業だけでなく地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、仮にＴＰＰが締結された場合、北海道における影響額は主要農産品と関連産業の総生産額で２兆１,２５４億円、また、雇用においても１７万３,０００人に影響を及ぼすと道は試算しているところであります。

本市は、食料自給率５７３％を誇る食料供給基地として専門的な経営主体による良質な農畜産物を安定的に供給しており、食料自給率を５０％へ向上させるという国の目標達成に向けて大きく貢献しているものであり、仮にＴＰＰに参加した場合、地域農業、農村をも崩壊させ、関連する製糖業や食品加工業及び運輸業など、地域経済を支えている産業への影響ははかり知れないものがございます。

このような中で、農業団体であるＪＡ北海道中央会においては、ＴＰＰについて３月にテレビＣＭや新聞の意見広告で、その危険性などを道民に伝えるなどの情報発信に力を入れるとの報道もされており、北ひびき農協においても３月１３日の担い手法人経営改善研修会で、「情報を隠してうそが横行するＴＰＰの真実と本質」と題しましての研修会が開催される計画であります。

また、３月３日には、旭川市内で開催された上川地方総合開発期成会による藤井裕久民主党

税制調査会長と佐々木隆博衆議院議員に対する要望において、上川管内の市町村長及び議会議長とともに、ＴＰＰに関して国民合意のないままに拙速な参加表明は断じて行わない旨を強く申し入れたところであり、去る２月１９日には森本哲生農林水産大臣政務官に対し、土別地方の１市２町の首長、議長等により同様の要請を行ったところでもあります。

このように、本市といたしましては、さまざまな機会をとらえて政府や国会議員、更には農林水産省などの国の機関に対し、ＴＰＰ交渉への参加阻止に向けた要請活動を展開したところでもあります。

そこで、御提言のありましたＴＰＰ交渉参加阻止土別市民総決起集会の開催についてであります。神田議員のお話のとおり、一昨年１２月に上川地方総合開発期成会、上川地区農業協同組合長会、全上川農民連盟の主催により、ＴＰＰを検証し、地域を守る上川地方総決起大会が旭川市で開催され、本市からは市議会を初め、各農業団体や商工会議所、消費者協会、労働団体など多くの市民が参加し、ＴＰＰへの参加反対の決起をアピールしたところでもあります。

ＴＰＰへの参加により、市民生活に及ぼす影響は極めて大きく、地域全体が危惧しているものだけに、こうした取り組みへの参加によって、広範な市民が共通認識に立つことは重要なことと考えております。したがって、さきの市政執行方針でも申し上げましたが、「食糧は人類を救い、農業は国家を救う」の言葉のとおり、日本の豊かさは農業の懐の深さにありますことから、ＴＰＰ参加には強い決意を持って反対いたすものであり、このため御提言のありましたＴＰＰ交渉阻止に向けた行動につきましては、農協や農連、商工会議所、消費者協会等の各団体と実施に向け、体制や実施時期などについて十分協議してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 神田議員。

１６番（神田壽昭君）（登壇） 次に、２項目めの質問であります家庭菜園つき高齢者向け住宅建設についてお伺いいたします。

農村における人口の高齢化は年々着実に進み、２１世紀の中期を待たず、２０１５年には４人に１人は６５歳以上の高齢化社会になると言われております。特に、農村は高齢化の進行状況が我が国の全体の高齢化を２０年ほど先取りし、既に高齢社会を体験している今日であります。高齢者が地域社会で安心して安定した生活ができるかどうかは、国や地方自治体の福祉政策と介護政策や住宅政策が大きく関係するものであると思います。

今回、示された牧野市長のマニフェスト事業である離農しても離村しない家庭菜園つき高齢者向け住宅建設は、今日農村における課題の解決、そしてそのあり方を示す極めて有益な取り組みとして高く評価されております。２５年建設予定で、まず多寄から始めていきたいということで、本年は基本設計と実施設計ですので、何点かについてお伺いしたいと思います。

１点目としては、先日私は多寄団地の方のお話の中で、高齢社会を迎え、これまで蓄積した経験や技術を生かし、長寿を楽しむ高齢者が増加している一方、体の機能に制約を受けたり、所得が低いことから特別な配慮を要する高齢者が増加していることから、低家賃を希望してい

る意見がありました。

2つ目として、高齢者の単身世帯を対象とした公共賃貸施設は、例えば公営住宅において高齢者が入居する場合は、同居親族条件を緩和し単身入居を可能とするほか、自治体の裁量によって入居収入基準を緩和するなど、優先入居を可能とするなどの措置は必要と思います。

3つ目として、高齢者が暮らし続けていく上で、地域とのつながりは重要であります。孤立することなく、豊かな気持ちで暮らすことのできる地域の集会所を利用した若い世代とのつながりが高齢者の生きがいとなります。今、農村の若い担い手は、子育て中は両親と別居しながら、通勤農業を希望する場合があります。ともに一緒に住めて、支え合って生活ができる視点でなく、まちづくりという視点からも若者と一緒に住める一般的な住宅の併設も必要であるというふうな意見もあります。

4つ目として、家庭菜園つきというが、一般的なイメージでは、1戸に1区画を想像しますが、何らかの都合で菜園を利用できなくなることも考慮し、共同による家庭菜園用地を別途造成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

5つ目として、高齢者向けということになれば、住宅確保に配慮を要する入居者に対する住宅セーフティネットの設置では、著しいスピードで増加する高齢者に対して緊急かつ的確な対応を図るために医療福祉的な視点で見た場合、今年ここに新築される多寄医院は入居を希望する人からは大変好評であります。

また、一方、高齢者の住宅部分には手すりが2個以上欲しい、段差のない部屋、車いすが通行できる廊下幅など、一定のバリアフリーに配慮すべきものと思いますが、どの程度取り入れられるのでしょうか。高齢者の生活を豊かにするために必要な集会所など、共同スペースや生活を支援するサービスを提供する食事提供施設、介護関連施設等の一体的な高齢者住宅として、できるだけ在宅で暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、たくましいまちの創造に高齢者が豊かな経験が生かされる拠点としての新しい多寄団地の住宅建築について、5つについて今質問をいたしました。考え方について構想をいただき、私の質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） お答えいたします。

初めに、多寄団地の入居者とお話の中で低家賃を希望される方が多いとのことですが、公営住宅の家賃につきましては、住宅の広さや設備の内容、利便性及び経過年数に基づき算出し、入居世帯の所得に応じ決定される応能応益家賃となっていることから、一般的には建てかえ後の家賃は現在お住まいの住宅より高額となるものであります。

しかし、建てかえに伴い移転される場合は、旧住宅の家賃額から5年間段階的に引き上げを行い、6年目に新しい住宅の本来家賃となる激変緩和措置をとることとなっております。また、一定の収入以下の場合には、減免家賃の対象となる場合もございます。

なお、本年2月に多寄団地の入居者15世帯の方々にアンケート調査を実施した結果、6割に

当たる9世帯の方が菜園つき高齢者向け住宅への入居を考えているとの回答でありましたことから、今後も入居者や地域の方々と協議する機会において家賃の減免制度や緩和措置についても詳しい説明に努めてまいりたいと存じます。

次に、高齢者が入居する場合の同居親族要件や収入基準の緩和など、優先入居措置等についてであります。本市では新築の2LDK以上の住宅を除き、朝日地区及び3出張所地区の住宅には、現在も60歳以上の方が単身入居可能となっており、市街地区についても住宅面積が55平方メートル以下、または2DK以下の住宅への入居ができることとなっております。

また、収入基準の緩和につきましては、現在21万4,000円と定められている政令月収が新年度法改正により25万9,000円を上限として、各自治体で入居収入基準を定めることとなっておりますので、本市におきましても、24年度中に上限額を緩和するよう条例改正をいたしたいと考えているところであります。

次に、まちづくりという視点からも若者も一緒に住める住宅をとのお尋ねであります。

このことにつきましては、神田議員から平成22年第3回定例会におきまして、地域振興の面からも高齢者宅に限らず、幅広い年代の方が入居できる公営住宅のほうが効果的ではないのかとの御質問につきまして、仮に旧多寄小学校の跡地を建設予定地とした場合には、広大な敷地でもあり、例えば多寄団地の建てかえ用地とあわせて考えるなど、入居者につきましては、さまざまな検討の余地もありますので、地域の皆様方と意見交換を進めながら整備に努めてまいりますと答弁したところであります。

また、多寄地区自治会連絡協議会からも高齢者と若い世代とともに助け合い反映できるような地域づくりを進めるため、市営住宅の建設など、多寄小学校旧校舎跡地の利活用について要望があったところでもあります。このため、戸数の一部について若い世代の方が入居できるようにすることにつきましては、多寄団地で入居を希望する戸数のほかに、多寄地区において60歳以上の方で農業に従事している方、また従事していた方に対しアンケート調査を行い、必要戸数を把握する中で、現在計画しております16戸の中で、高齢者世帯と若い世代をどのように配置することができるのか、引き続き地域の御意見をお聞きする場を設け、協議検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭菜園用地は共同にして別途造成すべきではないかとお尋ねであります。

菜園を1カ所に広く設けたほうがいいのか、または戸別ごとの菜園がいいのかにつきましては、議員お話のとおり、戸別ごとでは菜園を使用しない場合には雑草が茂るほか、他の菜園に草の根が飛散するなど考えられるところございまして、また1カ所に広く設けた菜園とした場合は、共同で作業が行えるなどさまざまな利用形態で楽しむことができるメリットもありますが、高齢者にとりましては、菜園まで通う距離が遠くなる場合などのデメリットも考えられます。

このことから、一部の住宅に戸別菜園を設けることなども含めて、どのような形態の菜園が望ましいのか地元の方々の御意見をお聞きしながら、今後進めてまいりたいと存じます。

次に、一定のバリアフリー化に配慮すべきと思うが、どの程度取り入れられるかとのお尋ねであります。

菜園つき高齢者向け住宅には、玄関のドアは引き戸として車いすが通行できる幅を確保するほか、玄関から住宅内までの床の段差を解消し、玄関、トイレ及び浴室には手すりを設置、またスイッチの高さを低い位置にするなど、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの採用に努めてまいります。

なお、共同スペースの整備につきましては、入居者同士のコミュニティーの醸成や地域の方々との交流など、どのような手法が望まれ、そして必要とされるのかご意見を伺いながら検討してまいりたいと存じます。

また、食事提供などの支援サービスや介護関連施設等との一体的な高齢者住宅につきましては、今回の計画には想定していないところでありまして、将来的にその必要性が高まった時点において検討してまいりたいと思っておりますが、議員お話のとおり、建設予定地は改築予定の多寄医院に隣接しているところでもありまして、身近なところにかかりつけの医院がある高齢者向け住宅として安心して快適に暮らせる住環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君） 2点ばかり再質問させていただきたいと思っております。

多寄団地、まずは住んでいる方からは、病院と併設するこの住宅については非常に好評といえるでしょうか、先ほども申し上げましたように、極めてこの多寄の皆さんにとっては有益な施設であるということで高い評価を得ているところであります。このことについては、本当に感謝を申し上げたいと思っておりますが、総合計画では、まず1点目として、24年に1棟2戸の多寄団地に建設予定がありましたが、この建設については、今回できる高齢者向けの住宅に統合するといえるでしょうか、その辺に集約するということで、当初予定されている住宅建設はなくなっていくのかということをお尋ねしたいと思っておりますし、それからもう1点は、市長の市政方針では家庭菜園つき共同住宅という字句がありました。共同住宅というところもあるわけですが、一方また家庭菜園つき高齢者向け住宅事業というふうな表現もあったわけですが、共同住宅ということになれば、どこかの部分で、例えばおふるとかあるいは食堂とか、そういう部分が共同になるのか、その辺がわからない部分があったので、その辺についてお答えをいただければと思います。

議長（山居忠彰君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 再質問にお答えいたします。

まず最初に、24年度総合計画で計画しておりました木造の1棟2戸の新築、これにつきましては、菜園つきの高齢者共同住宅を公営住宅で対応するのが一番早い解決方法であると同時に、先ほどからお話にも出ていますように、多寄医院の近接地に建てるということでの優位性も含めて、それぞれで栄団地のほうに1棟2戸だけを改めて建てていくのがいいのか、それを検討

いたしました結果、地域の御意見も踏まえて、高齢者共同住宅の建てかえ時に集約して建てたほうがいいのではないかとこのところ、今、その方向でいこうということで御意見も調整しながら進めているところでございます。結論には至っておりませんが、基本的にはそういった考えで進めていこうという方向性にまとまりつつあります。

それから、2点目の共同住宅の共通部分という考え方でございます。基本的には共同住宅、例えば、それぞれの玄関の手前に共用のホールがあったり、ふだん着等で行き来をしていくような、そういったイメージで考えてございまして、1棟1戸の住宅ということでなくて、長屋的なものでもありますけれども、平屋で考えてございしますが、共通の共用玄関等が備わっている住宅ということで、先ほども申し上げましたけれども、支援を今後していくような食事室だとか、そういったものは今のところ想定はしていないところであります。離農しても離村しないという、今後高齢社会に向けて元気なお年寄りの方にぜひ活用いただくといった意味も含めて、あとは地域の方々とのどういったコミュニティーをつくれるかといった意味では、今後の御意見を踏まえた中でやれる設備については、例えば簡単な集会所まで行きませんが、集会所スペース等が取れば、これはこれでまた取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山居忠彰君） 13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成24年第1回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、土別産春小麦焼酎に関する質問をさせていただきます。

この焼酎の開発は、たよる春小麦の会が中心になって、多寄産春まき小麦春よ恋を原料として開発が進められ、一昨年には試作品の開発も行われました。その後、同じく一昨年の12月に生産から加工、消費に至るまでを戦略的に推進していくため、農・商・工・消が連携したしべつ春よ恋プロジェクトを発足させ、昨年7月の焼酎販売を目指して取り組んできました。

その進展に対して、昨年9月の第3回定例会での神田議員の一般質問への答弁では、3月11日の東日本大震災により、製造を依頼する酒造会社の本州の工場が被災を受けたので、旭川工場においてその被災工場分の焼酎を製造するという状況となったため、多寄産小麦で製造する焼酎などのプライベートブランド商品については全面ストップとなり、その後の製造の見通しが立っていないとの報告を受けたところだ、これまで農・商・工・消が連携して製品の開発等に取り組んできた経緯もあるので、早急な製造を強く申し入れを行っていくというものでした。

その答弁から半年、震災から約1年がたちました。ラブ土別・バイ土別運動推進協議会の事務局を受け持つ土別市としては、一体どれほどの月日をお待ちになるのでしょうか。お隣の剣淵町の剣淵地酒造り研究会では、昨年4月から土別の建設会社が剣淵町内で栽培しているカシスを活用し、計5回の試作を経て、5カ月後の昨年9月には韓国のにごり酒カシスマッコリの

販売をされています。震災という特殊な事情は十分考慮するものと当然考えますが、たよる春小麦の会の試作品がつくられてから2年が過ぎた現在、いまだ製品化されていない状況をどうお考えでしょうか。まさに戦略的に物事を進める上で重要なファクターの1つはスピード感がありますが、全く感じられないのは大変残念なことであります。今後の対応の答えを期待したいと思います。

次に、戦略会議について質問いたします。

この戦略会議は、ラブ士別・バイ士別運動推進協議会において新たな産業の創出や地域ブランドの開発などの全市的な課題について検討することを目的として設置されました。具体的な取り組みとしては、課題ごとに関連する団体による戦略プロジェクトを立ち上げて実施することとなっています。さきの神田議員の答弁の中でも、春よ恋プロジェクトはこの活動の1つであり、今後については戦略会議の機能を高め、市民運動への広がりを持たせ、地域力の結集が図られるよう取り組んでいくとありました。

そこでお尋ねいたしますが、この戦略会議設置後の現在までの開催状況とその取り組みの中身をお知らせください。市長のマニフェストの中に農・商・工・消による戦略会議を組織するとありました。私の印象としては、市長のリーダーシップをもっと直接発揮できる組織を想像していました。例えば、市長、商工会議所会頭、JA組合長などのそれぞれを代表する地域のトップが定期的に集まって、オール士別の戦略を練るなどのトップ会議などです。政府の重要な戦略会議の国家戦略会議や地域主権戦略会議などの議長は総理大臣が行っています。

しかしながら、設置された戦略会議は何か課題があったとき、必要に応じて関連団体によりプロジェクトを立ち上げるといったものです。逆に言えば、だれかがそれなりの課題をぶつけなければ会議も行われないものです。これで市長がよく言われるスピード感を持ちながら、常に士別の戦略を練っていくことになるのでしょうか。市長のリーダーシップはどこで発揮されるのでしょうか。考え方をお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から戦略会議の現況と今後のあり方について御答弁申し上げ、春小麦焼酎の製品化がおくれてきた要因とこれからの対応については、経済部長から答弁申し上げます。

お話の戦略会議につきましては、新たな産業の創出や地域ブランドの開発など、全市的な課題への検討組織が必要となりましたことから、ラブ士別・バイ士別運動推進協議会において、昨年1月に規約を改正し、テーマごとに設置する内部組織として正式に位置づけしたところがあります。

この会議の具体的な取り組みといたしましては、農・商・工・消が連携するような地域の課題に対し、関連する団体によりプロジェクトを立ち上げ検討するもので、その際必要に応じて外部からの学識経験者等からアドバイスを求めることができるものとしております。そこで、会議設置後から現在までの取り組み状況についてであります。

お話のありました多寄の春まき小麦を活用した焼酎の製品化につきましては、この会議の設置前よりたよる春小麦の会の取り組みを契機として始められたものであり、平成22年12月には生産から加工、消費に至るまでを戦略的に推進するため、農・商・工・消の連携によるしべつ春よ恋プロジェクトとしての設立に至り、現在はラブ土別・バイ土別推進協議会における戦略会議として位置づけされているところであります。

この取り組み状況につきましては、協議会に随時報告されており、間もなく製品となる焼酎が、今後、土別の新たな特産品となることを大いに期待しているところであります。

また、昨年9月には、さっぽろ市土別ふるさと会の会員であり、東京などでも活動されている女性実業家を講師に迎え、協議会はもとより観光施設関係者の参加のもと、農・商・工・消の連携による懇談会を開催し、本市における商店街活性化や特産品の販路拡大、食と観光の振興などに関して貴重な御提言をいただく中で意見交換も行ったところであります。

更に、昨年末、土別商工会議所及び農政対策協議会から建設業界の機械や労働力を活用し、てん菜作付農家の生産活動を支援するシステムを構築すべきとの提案を受け、本年2月には農商工連携によるてん菜作付振興に向けた検討会を立ち上げ、今後移植や収穫期における作業受託をモデル的に検討していくことが確認されたところであります。

これら3件の活動のほか、土別商工会議所においては、昨年5月と11月に農商工連携講演会が開催されてもおります。

そこで、私がリーダーシップをより発揮し、スピード感のある戦略とすべきではとのお話がありました。私は市長に就任をさせていただき、2年半を迎えますが、まずは情熱を持ってみずから動くこと、その一方で、多くの人を動かすことを基本に市政運営に当たってまいりました。首長はオーケストラの指揮者となれと言われます。市民の可能性に目を向け、多様な市民活動を応援し、無限の能力を引き出す。つまり人を動かし、人材を育てる重要な責務もあります。

そこで、今日まで本市における農・商・工・消が連携した取り組みとしては、サフォークによるまちおこしのサフォークランド土別プロジェクト、合宿の里づくりプロジェクトなどの活動、そして昨年は、土別にコラッセ夏学校マフラープロジェクトを初め、砂糖のまち土別をアピールするビートまつりの開催、更には水資源の地産地消による朝日水力発電所建設計画については、農・商・工・消を中心に16団体による期成会を設置し、国・道に対する提案活動を実施するとともに、北海道におけるエネルギー政策に一石を投じているところであります。

このように、それぞれ必要に応じ関係者が連携する中で、関係機関、団体はもとより、市民からの意見、提案を受けながら、スピード感を持って対応に当たっております。私はこうした取り組みこそまさに戦略会議であると考えたものであります。したがって、今後におきましても、農・商・工・消が連携することで、市民の皆様とともに新たな発想やチャレンジ精神のもと、地産地消を基本に六次産業化も視野に入れ、新たな産業創出や地域ブランドの開発を目指す取り組みについては、それぞれ戦略会議と位置づけし、スピード感を大切にしながら、

地域力の結集による地域振興運動となるように、鋭意取り組んでまいりる決意であります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私からはラブ土別・バイ土別運動に係る焼酎の製品化についてお答えいたします。

多寄産春まき小麦春よ恋を原料とする焼酎の製品化につきましては、先ほど市長からお答えしたところでありますが、平成21年8月にたよる春小麦の会でのオリジナル焼酎づくりの検討をきっかけとし、22年12月にラブ土別・バイ土別運動の一環として農・商・工・消が連携して取り組むしべつ春よ恋プロジェクトを発足させ、23年度中の製造販売を目指し取り組んできたところでございます。しかしながら、昨年9月の第3回定例会において、神田議員に申し上げましたとおり、東日本大震災により焼酎の製造を依頼していた会社において被災した系列工場もあり、プライベートブランド商品については製造の見通しが立たないとの説明があり、その後も製造に向け継続して申し入れを行ってまいりました。

プロジェクトとしては、製品化に向けて価格の設定やラベルのデザイン、販売先の確認など具体的な事項の協議を行っていくこととしておりましたが、製造時期や規格等が未定とのことから、具体的な協議が進められない状況にありました。このため、事務局の市といたしましては、たよる春小麦の会とも協議を重ね、この焼酎づくりに向けてはこれまで製造会社から勉強会や試作品づくりに協力も得ておりましたことから、製造ラインが早期に確保されるよう強く要望し、何度となく連絡調整に当たってきたところであります。

この結果、2月23日、製造会社から製造開始が大変おくれたことへの謝罪と今後の製造時期等について文書にて回答があり、平成24年度での商品化にようやくめどが立ったところでございます。

焼酎の規格としては、アルコール分25%、容量750ミリリットル入りのボトルで、3,000本を予定し、3月中に製造を開始し、6月中旬には瓶詰め計画となっておりますので、市内での販売は7月を予定しておりますが、会社内部の新商品開発基準の関係もあり、若干おくれが生じる場合もあり得るとのことです。

今後は、商品名やボトルデザインの決定、更にはPR用のポスターの作成や発表会の開催に向けた準備など精力的に進めるとともに、農・商・工・消の連携によるホームプロジェクトで誕生する焼酎が広く市民に親しまれ、魅力あるふるさと土別のブランド品となるよう推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 1つだけ再質問というよりお願いをしたいと思いますけれども、今、市長の答弁の中で、それぞれを戦略会議と位置づけるんだと。今、非常に精力的に市長がリーダーシップを取りながらいろいろなことをさせていただいているということはもちろん評価しま

す。ただ、市長がマニフェスト、政策の中で最初から言われているいわゆる農・商・工・消による戦略会議というのをそのまま素直に聞きますと、私が今回質問したようなラブ土別・バイ土別の中に置いた戦略会議というものというのが素直に伝わってくるものがあるのも事実です。これはこれなんだ、これは今御答弁ありましたように、今言ったラブ土別・バイ土別協議会の中の戦略会議の位置づけはこういうことなんだと。それぞれ戦略会議というものは使っていないけれども、同時にさまざまな動いてきているものは戦略会議と位置づけしているんだというのは、言われればそうかもしれませんけれども、ある意味、後づけ的にも聞こえることがありますので、ぜひその辺をこれから戦略的に動く部分も含めて、もう少しわかりやすく伝えていただけるような方策を今後していただければありがたいなと思います。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 私は戦略会議というのは短期的なもの、中期的なもの、長期的なもの、これはいろいろございます。まさに戦略を練るのは、私はこの議場だと思っておりますので、特に議員の皆様方というのは二元代表の一元として、市民の皆様方から付託を得て、幅広い分野で御提言をいただくわけです。私はそれを真摯に受けとめながら、政策をしっかりと組みながら総合計画もつくっていくと。こういう役目もあるわけです。

それともう一方では、井上議員のおっしゃるように、市長、あるいは商工会議所の会頭、あるいはJA組合長、それらのトップによる、それらの会談を持って戦略を組むべきじゃないのかというお話、そのことも私は理解するんですが、実は私は商工会議所の会頭、あるいはJAの組合長等々も、正直申し上げてしょっちゅうお会いをしながらいろんな戦略も話し合いをしながらやっているわけでありまして、あわせて3人だけでなく、いろんな土別の団体、すそ野が広いわけでありまして、そういった方々も含めてこのラブバイ土別推進協議会というのがあるわけであって、そういった中で、いろんな組み合わせの中で短期的に必要なもの、例えば今回についてはこういうビートまつりはどうなんだろうとか、そういうものは短期的にスピードを持ってやっていくだとか、長期的にはどうなんだろうと、そういったようなことを踏まえながら議論をしていくのが、人それぞれの戦略会議だと思っております。

それで、昨年この戦略会議をラブバイ土別推進協議会の中に位置づけをしましたので、私は総会は1年に1回でありますから、そういう中ではしっかり1年間のそういった活動の経過なり、あるいはそれらを次年度どう向けていくのかということについては、まさに全体の協議会の中でお話を一方ではしていきたい、こう思います。

それと、地産地消だとかいろいろそういったことも含めて、この戦略会議はブランド品含めてやっているわけでありまして、特にブルーシーズのまさかり岩男だとか、あるいは土別クルールだとか、いろんな取り組みが今芽生えてきて活躍をしているんですね。そういう活動についてもしっかりと応援をしていくというのが、これは1つの戦略でありますから、そんなことも含めながら対応をこれからもしていきたいと思っております。もし答弁にならないのであれば、また再質問お願いしたいと思います。

以上です。

議長（山居忠彰君） ここで昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 3 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 自治体運営改革会議に関する質問をさせていただきます。

人口の減少と急激な少子高齢化が進行、あわせて自治体財源の伸びも期待できない中、民間にできることは民間にゆだねるという基本的な考えの中、自治体業務の民間委託や民営化などによる民間活力の導入などが全国各地で進んでいます。

そのような中、昨年5月、市内に自治体運営改革会議が設立されました。これは効率的な行政運営を進めていくために、公共施設や行政組織機構のあり方を検証するものとお聞きしています。その具体的な進展を大きく期待するところです。

そこでお尋ねいたしますが、この自治体運営改革会議は現在までどのような工程で進められてきたのでしょうか。また、具体的に検討されてきた内容や、すでに方向性を確認したものなどがあれば、可能な範囲で結構ですので、お知らせください。

また、これらの内容は一定の時期を過ぎれば、中間報告などの形で可能な範囲で協議の内容を市民や議会にも必要に応じてその都度公開するべきと考えますが、いかがでしょうか。

更には、今後進められる自治体運営改革会議の中身とスケジュールなどはどのようになっているのでしょうか。

さて、さきの第1回臨時会での一般会計補正予算の議案審議にかかわる渡辺議員の時間外手当の大幅な増加に対する質問での答弁において、自治体運営改革会議の中で、組織機構のあり方や人事配置への協議や人事に関してのヒアリング等を行っている。定員適正化計画の策定の中で、定員の管理を行っているが、途中での退職者増や採用予定者の辞退で、事務量に見合った定員管理が難しいとありました。また、業務の増大と人員配置の関係から、超勤の額が増えたとも考えているところという答弁もありました。

このように、業務量と人員配置のアンバランスが時間外の大幅な増加の理由だとすれば、早急な改善をしなければ根本的な解決にならないと考えますが、いかがでしょうか。

さて、本市はかつての新規採用を原則停止していた時期があり、年齢別の職員数が極めていびつな構成となっています。さきにいただいた資料によりますと、今年度末の退職者数は14名であり、5年後の28年度末までの退職者数は2桁台が続き、今後5年間の退職予定者数は76名となっています。

一方、その後の26年度末から33年度末の退職予定者はすべて1桁台で、合計でわずか33名となっています。つまりこのまま行きますと、約5年後には、市の幹部職員候補の50歳代後半の職員数は、現在の76名から約57%減の33名しかいないこととなっています。現在でも業務量と人員の関係で残業もやむなしだとすれば、一体今後どうなるのでしょうか。人材の促成栽培は極めて難しく、まさに喫緊の課題であります。人事組織機構のあり方の早急な見直しが必要と考えますが、その考え方を教えてください。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

自治体運営改革会議は、公共施設や組織機構のあり方の再点検、職員の適正な配置の検討によって、行政の効率化と効果的な運営の実現を目指すことを目的に、昨年4月に発足したところであります。

会議の構成は、私が議長の任に当たり、部長職職員を中心に15名で構成し、今日まで公共施設及び組織機構のあり方について7回の会議を開催し、検討を進めてまいりました。

まず、その協議内容についてであります。公共施設のあり方につきましては、施設の必要性や費用対効果、運営上の課題を分析するとともに、より効率的な管理運営方法について協議を進めてまいりました。対象施設については、病院、診療所、学校、公民館など、見直すことがなじまない施設を除き、85の施設について設置目的、事業内容、利用状況のほか、人件費や管理経費を含めた行政コストについて把握する中で、施設ごとに総合評価を行ったところであります。

この評価については、今後の方針として現状での存続のほか、用途転用や統廃合、指定管理など5つに分類し、より望ましい管理運営の手法等について協議を進めるとともに、その実施時期についても3年以内の短期に見直すべき施設のほか、中・長期的に検討すべき施設の評価を行ってきたところであります。

そこで、現時点での検討状況であります。まず3年以内に見直しが必要と評価された施設から具体的な議論を進めており、民間への委託移譲が望ましいとされた施設のほか、用途転用すべきとした施設、用途廃止すべきとした施設など12の施設がその対象となっており、近々にはその内容を公表できるものと考えております。

次に、組織機構のあり方についてであります。本市では、その時々時代の背景と複雑多様化する市民ニーズに対応するための柔軟な組織づくり、あるいは意思決定の迅速化、事務の効率化を目指し、平成8年にそれまでの係制を見直し、現在のスタッフ制を導入いたしました。導入から15年が経過した今、地方分権の推進などにより仕事の進み方も変化し、更にはより専門性が求められるなど、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しておりますことから、改めて組織機構や職員の適正な配置について検討を進めてまいりました。

具体的には、スタッフ制の機能状況、業務量と人員配置、業務の効率化及び市民にわかりやすい組織機構とするための提案など、さまざまな項目の検証シートにより意見集約を行った結

果、特に組織機構に関する意見が250件に及んだことから、より具体的な提案となるよう議論を重ねているところであります。

スタッフ制については、66%の職員が組織の機能性を認めてはいるものの、現在の約4割の職員は、旧係制を体験したことがない年齢構成となっておりますことから、一部の部署において係制に近い組織を試行するなど、実際に比較できる環境を設定した上で検討できるよう、現在準備を進めているところであります。

また、業務量と人員配置に関する調査においては、41スタッフ中17のスタッフにおいて増員が必要と感じている実態にありまして、業務分担の見直しや統廃合により、減員が可能とした3つのスタッフを大きく上回る結果となりました。このことは、時間外勤務が増加傾向にある実態を顕著に裏づけており、この要因について分析するとともに、業務分担の見直しや組織の細分化、職員の増員も含め、早期に解消するためのあらゆる方策について現在検討を進めているところであります。

こうした取り組みとあわせて、旅費の見直しや清掃、警備等の委託業務など、市民サービスを低下させることなく、経費の節減につながる業務の見直しについても随時検証を行っているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、組織機構の見直しといった観点からも、慎重に取り組むべき事項ととらえておりますが、係制を含む他の業務体制の施行や業務分担の見直しなど、できるものについては速やかに実施することで、より効果が上がるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、このような取り組みにおいて検討してきた課題と経過につきましては、さきにも申し上げましたとおり、一定の方向が見えた段階で、土別市行財政改革懇談会を初め、議会、職員、そしてホームページ等を通じ、広く公開してまいりたいと考えております。

次に、職員の年齢構成についてのお話がありました。議員お話のとおり、団塊世代の大量退職や病気等による自己都合退職など、ここ6年間で141名の退職があったところであり、今後も平成28年度までの間、平均15名が毎年退職を迎える状況となっております。

一方、新規採用については、計画的に取り組むを進めており、この6年間で70名の採用を図ってきたところであり、加えて年齢構成の平準化も視野に入れながら、社会人枠の採用も実施してきたところであります。しかしながら、採用決定後の辞退や自己都合退職の増加により、予定していた人員の確保には至っていない現状にあります。特に、お話のあった50歳前後の職員が少ないという状況にあります。今後においても、なお一層計画的に新規採用を図るとともに、職員研修や職場での研修を通じ、人材育成に努めてまいる考えであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 一問だけ再質問させていただきたいと思っております。

およそ15年たちましたスタッフ制でございますが、今の答弁によりますと、一部の部署にお

いて係制に近い組織を試行されるという答弁でございましたけれども、ここのところずっと続いてきましたスタッフ制ですけれども、これと異なる組織機構も視野に入れていくということかと思えますけれども、ここ15年続いてきましたスタッフ制のメリット、デメリットというものが、それなりに浮かんできたのかなと思えますけれども、その点どのようにメリット、デメリット分析をされているのかと、それともう1つ、今試行的に進められます係制に近いものというものをどのような形で、いつごろ進めていく御予定なのか、お答えいただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） スタッフ制のメリット、デメリットでございますけれども、この自治体運営改革会議においては、いろいろ議論しておりますけれども、この改革会議だけでなく、改革会議で集約するという形で、それぞれの職場において全職員の意見を、今までこのスタッフ制を通してどういった感覚を持ったかといったようなことを集約してございます。

その中でいろいろあるわけでございますけれども、大きくはメリットと申しますか、係制ではなく、スタッフという大きなくりになるわけでありますので、仕事の業務量というのは、それぞれの担当においてその時期時期にそれぞれボリュームが違ってきますけれども、そういったときに弾力的に全員で仕事をこなせるようになるというようなメリットがあるということであります。

デメリットといたしましては、そう言いながら、今ある程度専門性が求められる時代でありますので、そういった弾力性のある仕事ができる一方で、1つの業務については個人が行うと申しますか、パソコンで個人が業務を行って、その人間がいなくなかなかほかの人間ではその仕事が見えづらいという部分があるというようなことがあります。

それと、もう1つは、先ほどスタッフという大きくなりになったと申し上げましたけれども、係のときには係長がいて、その下に係としての部下がいて、係長がしっかり指示をして判断をするといった状況でありましたけれども、大きくりの中では、複数の主査がいて、その下にスタッフがいて、機動的には動けるんでありますけれども、指揮命令系統が若干係制と違ってあいまいなところがあるのではないかとといったような指摘がされております。

そこで、今お話にありました係制に近いものを試行するということは、もとのそういった係長と申しますか、上司があって、その下に固定された部下がいて仕事を進めると。その中で指示も判断も上司がしっかりとしていくといったようなことをひとつ試行してみたいなということでありまして、今考えておりますのは、スタッフ制につきましては、何々課主査、主幹というような発令で、辞令の中で課と職制については指定するんですけれども、その中でどういう仕事をするかというのは、その課の課長がそれぞれ業務分担を決めているわけでありますけれども、今度は何々課何々担当の主幹、何々課何々担当の主査というように、その仕事の内容を担当まで市長の命によって辞令を出すといったようなことをやっていきたいなというふうに今考えております。

できれば、この4月からそういったものを、全体的にそうするというにはなりませんので、何力所かにそういったところを置いて、スタッフ制と係制に近いものがどういう状況で仕事が進むかというのが、みんなが実感できるような体制をとっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） それでは財政に関する質問でございますが、その多くはさきの斉藤議員の質問の答弁等にも重なりますので、私からは1点のみの質問とさせていただきます。

先月29日、国家公務員の給与を削減する特例法案が成立しました。これは23年度の人事院勧告である平均0.23%を昨年4月までさかのぼって実施した上で、本年4月から2年間人勧実施分を含め、平均7.8%の給与カットを行う内容です。この法律には、地方公務員の給与については、地方自治体が給与削減の趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応するという附則も盛り込まれました。

今後、各自治体で地方公務員の給与についての対応がさまざま出てくることと思いますが、本市として今後の職員給与への考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

井上議員からのお話にもありましたとおり、国家公務員の給与につきましては、国の厳しい財政状況、更には東日本大震災の復興に対処する必要性から、より一層の歳出削減を行うべく、去る2月29日に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律により、今年度の人事院勧告を実施し、更に平成24年度から2年間、平均7.8%の削減を行うものであります。

本市におきましては、人事院勧告に基づき、50歳代の職員層を中心に平均0.2%引き下げる俸給表を昨年12月に改正し、あわせて給料表切りかえ時の現給保障制度の保障額についても、勧告どおり0.49%を引き下げた額へ改正をしたところであります。今回成立した法律の附則第12条には、地方公務員の給料については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定され、総務副大臣から地方公共団体へ地方自治法及び地方公務員法に基づく通知がなされたところであります。

また、国家公務員を100とした給与水準を示すラスパイレス指数について、今年度本市は98程度と見込んでおりますが、国家公務員における削減後の給料が算出基礎となりますと、来年度は105程度と試算されることから、給与削減について更なる要請や指導があることも懸念されるところであります。

しかしながら、当市におきましては、これまで国家公務員を上回る給与の削減として、平成19年度から22年度までの4年間、給料の月額5%削減や期末勤勉手当の年間0.3カ月分削減を初めとする各種給与の独自削減を実施し、約10億4,000万円の人件費削減など、行財政改革を自主的に取り組んできたところであります。

過日の新聞報道によりますと、全国知事会など地方6団体においても国に先駆けて行財政改革に取り組んできたこともあり、地方交付税の減額などで給与削減に追い込まれるケースに警戒感を示しているところでもあります。

今後においては、本市にどのような影響が及ぶのかは依然不透明な状況ではありますが、本市の健全な行財政運営を念頭に、その推移を見守りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 17番 菅原清一郎議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 平成24年第1回定例会に当たり、通告に従って一問一答での一般質問をいたします。

最初に教育施設、小・中学校の整備等について、何点かを質問をさせていただきます。

市内の各小中学校は、適正化計画の審議が終了し、市議会や市民にその内容が提示されたところでもあります。新年度の予算にも上土別小中学校の改築事業費として耐力度調査業務費、そして基本設計委託料として3,860万円が計上されております。この機会に、学校整備計画が耐震化に伴って、随時年次的に耐力度調査内容によって整備が進むことは非常に急がなければならない工事であります。そこで、各学校の調査の進捗状況はどうなっているのかをお聞かせください。

建設整備計画は、予定どおりの耐震化が早期に実現化になるのでしょうか。年次的にそれぞれの耐震化整備の予定と事業費をお示しくください。

私はこの機会に、市内の小・中学校の生徒の数が激減していることに不安を感じているのであります。各学校は、市内中央地区以外の小学校では複式学級がほとんどになりつつある中で、このまま小学校のみならず中学校においても学級の存続が危うい状況の中で、安心・安全な学校を整備することは、さきにも述べたように急がれるのではあります。一方では、現行の校舎の耐震化は特に問題はないと思うのですが、上土別地区のこのたびの小・中合同の校舎新築については、単に学校を建築することが妙案なのかと距離を置いて考えてみたときに、果たして学校をなくしたら地域が疲弊することから等の理由から、あるいは単独の小学校、中学校の運営が厳しいから合同校舎にするんだという審議会からの報告であるのならばどうなんだろうと思うのは私だけでありましょうか。

地域の小学校の父兄からの意見では、子供の教育上、余りにも少人数の学年が生じることでの対人関係や教育上では団体教育活動ができなかったり、あるいは部活動が単一の学校でできなくて、野球部などは他の小学校との合同チームでの活動でないとチーム編制ができない状況でもあるのであります。

小規模校がすべてにおいて不利なことではないとしても、市内の各小学校は生徒数の不足に

よるところのハンディは否めない状況であることは確かでありますので、このような理由から、いま一度の学校編制を検討する必要があるのではないのでしょうか。考え方をお聞かせいただきたいのと、あわせて、こんな状況下での新規の上土別小中学校が、地域も含めて本市の学校教育現場が子供たちのためにどうしても小中学校が必要なのかを、多寄小中学校の合併後の実績も含めて、長所、短所を加味しての考え方をお聞かせください。

次には、各学校からのごく小規模な施設整備に対する予算が措置されていないのだそうではありますが、市内各学校からは毎年どのようにして予算要望がされ、どのような基準で予算化されたりしているのでしょうか。

実は、朝日町ライオンズクラブがチャーターナイト30周年記念事業において、アクティビティ事業での御相談を小学校に行った際の記念品に対しての要望事項に、教室内のカーテン、温水器、そして冷水器などの希望がありました。いずれも、本来ならば市教育委員会に学校施設に対する要望事項品目なのにびっくりいたしましたところであります。

予算が厳しく、特に糸魚小学校は新築後まだ数年なので、カーテン等の新規要望にはこたえられないとお話でした。教室には日光が直接入らない設計とのことだったのでありますが、実際は夏期間はわずかではあるので、若干の机の位置の移動で済むのだが、秋から春にかけての期間は日差しがきつく、教室内で逃げ切れない状況にあるそうでもありますことから、カーテンの設置が必須だとの理由だったそうです。教職員室もカーテンがないために、外から丸見えな位置関係なことからの設置希望に対しての答えは、厳しい市の予算上からして要望に対しての却下があったようであります。

このようなことから、教育委員会では各学校の施設要望等への基準や予算措置度はどのようになっているのかをお聞かせください。

更には、市長の子育て日本一構想によるところの学校教育現場等の施設整備の達成度はどのように考えておられるのかをお聞かせください。

市長マニフェストのほとんどが実現、あるいは着手され、御自身の満足度も高いことだろうと思う反面、確かに子供は本市の宝物であることから、非常に市民、有権者からも一定程度の評価をいただいていることは確かであります。私自身もその場所場所に赴いて市民との交流を大切にされ、一人一人の声を聞かれている姿には共鳴もしております。

市長着任以来、60項目のマニフェストの達成度が高くはなっておりますが、一方では、それぞれの事業に対しての予算化されている事業の中では、特にソフト事業化している予算については、今後も一定程度の予算は措置していかなければならない状況にあることも確かであります。

各種事業の予算化に伴って、2012年度の本市予算は収支の均衡を図るために、財政調整基金からの繰り入れがこれまでに例のない5億円を取り崩しての厳しい予算になったところであります。2012年度末の財政調整基金残高は3億7,000万円となり、新年度も確実に市立病院会計には相当額の一般会計からの繰り入れが必須なことから、このたびの新年度予算は各種事業費

の削減がされたことから、御自分のマニフェスト事業も厳しい財政状況の中であることから、牧野丸の航行も荒波の中での学校関係のマニフェスト達成度についてとあわせて、残任期間の計画と考え方をお聞かせください。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から耐震化計画実施後の建設整備計画の予定及び子育て日本一構想によるところの学校整備の達成度について御答弁申し上げ、各学校の施設要望への予算措置及び上士別小中学校建築等の予定に変更の考えはないのかについては、教育委員会から答弁申し上げます。

学校の整備計画については、昨年3月に策定をいたしました土別市小中学校適正配置計画に基づき、平成42年度までの20年間をおおむね7年ごとの3期間に分けて実施してまいるところでございます。

そこで、まず耐震化に伴う各学校の調査の進捗状況のお尋ねであります。耐震性能を判断する耐震診断が必要な校舎及び体育館は18施設であり、そのうち11施設については、診断実施の結果、耐震性能はないとの判断であります。残りの7施設についても建築年数から見ると耐震性能はないものと判断しているところでございます。

次に、耐震化整備の予定と事業費についてであります。まず予定については、平成29年度までの第1期計画期間においては、先ほど菅原議員のお話にもありましたとおり、上士別小学校及び中学校の改築、土別西小学校の耐震改修または改築を予定しており、事業費については上士別小学校及び中学校は、平成24年度予算計上の3,860万円を含み総額17億円余り、土別西小学校は改築の場合、総額で14億円余りを見込んでおります。

平成30年度以降の第2期計画期間では、中士別小学校、温根別小学校及び朝日中学校の改築を検討するとしていただいております。これにより統廃合の実施を含めると、学校規模を勘案した適性実施対象校のすべてが新耐震による校舎となるところであります。ただし、これらの計画については、財政状況を踏まえ、土別市総合計画のローリングにより実施してまいります。

次に、マニフェストによる学校関係の達成度についてのお尋ねでございます。

マニフェストの愛と創造ではぐくむ教育・文化の項目において、本市の自然環境や人材資源を生かした学校教育の実践を掲げてございます。これは同じ市内の中にあっても、地域によって歴史的風土や環境が異なりますので、基本的には地域性を大切にする学校教育の継続を望むものでございます。

しかしながら、少子化に伴う児童・生徒の著しい減少は歯どめがかからず、学校教育の本質にかんがみ、継続できるところと、残念ながら統廃合することが子供たちの教育にとって望ましいとの判断を小中学校適正配置計画によって明らかにしてきているところであります。

この計画については、本年度を計画期間のスタートと位置づけており、第1期計画期間における3つの小学校の統合、そして先ほど申し上げました上士別小学校と中学校の改築について

具体的に進めているところであり、保護者や地域住民の声を十分にお聞きしながら、計画の着実な実行を図ることがマニフェストの達成につながるものと考えております。

また、子育て日本一構想による学校関連施設に関しては、平成22年度に土別南小学校の一部を利用した放課後子ども教室を開設したことにより、増築するような大きな事業費をかけることなく、あけぼの児童館の混雑緩和を図り、あわせて利用する子供たちの移動距離の短縮にも大きく貢献してきているところであります。

更に、私の残任期間の計画と考え方については、平成25年度オープンを目指している新児童センターの建設に向けて、平成24年度から事業を開始する予定であり、新児童センターにおいては、小学生から高校生までを利用対象としており、子育て支援の新たなあり方を提供できるものと考え、社会の主役である子供たちがのびのびと活用できる創造的空間づくりを目指してまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私からは、いま一度の学校編制の検討と新規の上土別小中学校の必要性及び施設要望への予算措置度についてお答えいたします。

最初に、児童・生徒数の減少によるハンディを考慮して、いま一度学校編制を検討する必要があるのではないかとのこととありますが、本計画の策定に当たっては、各学校区に分けた地域説明会や保護者対象の説明会を数度にわたって行い、御理解を賜りながら策定してきたところであり、とりわけ第1期計画期間における学校統廃合については、既に保護者への通学方法の説明など、具体的な取り組みを行っているところでございます。

しかしながら、第2期計画期間にあっては、将来の人口動態や社会情勢の変化、更には保護者や地域住民のニーズを踏まえながら、必要に応じて計画を見直すこととしております。

次に、上土別小中学校が子供たちのためにどうして必要なのかとこととでございます。本計画策定に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、地域、保護者の要望を踏まえながら進めてきたところであり、計画策定の説明会を終えた後の平成22年12月には、上土別小中学校合同校舎新築促進期成会が結成され、私どもに対し、保護者及び上土別地区自治会連絡協議会の総意として、小学校及び中学校改築の早期実現を要望されてきたところであります。

また、子供たちの立場としては、小学校では12学級、中学校では9学級以上の標準規模校の教育が望ましいとはされておりますが、一方では、少人数の学校が必ずしも否定されているわけではないことから、保護者や地域の方の学校存続に向けた強い要望に沿う形で計画の実施を行うものであります。

また、議員のお話のように、今回の上土別の建設方法は、多寄小学校及び中学校の建設方法が一つの参考となるものでございます。多寄の場合は、既存の中学校に小学校をつなぐ形の建設となり、連絡通路が体育館のみで、中学校にある特別教室への移動時間が長いという短所はございますが、何より全面改築され、快適な校舎での学習環境の整備は、学校教育の一層の充

実を図る上でも非常に重要であるものと認識しております。

また、小学校の授業においても、理科の実験や国際理解教育においては、それぞれ中学校の理科や英語の担当教員の支援が受けられやすいこと、あるいは生徒指導にかかわる教員同士の意思疎通も図られやすいなどの長所が挙げられるところであります。

このようなことから、上士別においては、同時改築であることから、予想される短所は極力なくし、ハード面のみならず、ソフトの面においてもよりよい形を求めていく所存でございます。

次に、各学校からのごく小規模な施設整備に関する要望や予算措置についてのお尋ねでございます。

まず、施設整備の要望につきましては、毎年の年度当初に各学校から営繕及び管理備品の希望を聴取し、6月ごろには私を含め、学校教育課及び建築課の職員により、3日ほどをかけて現地の確認を行っております。確認すべき項目は大小多岐にわたっておりますが、平成22年度で233件、23年度では223件となっており、これらに対し児童・生徒の安全に対する緊急度や優先度を考慮し、学校営繕を行っているところであります。

次に、これらに対する予算措置については、平成24年度当初では、除雪機や刈払い機などの修理費として79万5,000円、小破修理として420万円を計上しているところであります。また、学校管理費配分として、24年度当初予算では、小学校、中学校費あわせて1,635万2,000円を計上し、校舎等の建築年度や面積、児童・生徒も人数割により配分をしておりますが、ごく小規模な施設整備としては、これらの配分のうち、280万円ほどを修繕の費用とし、この中から必要な措置を講じていただいているところでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 再質問をさせていただきます。

第1期計画において、上士別小中学校の改築を平成24年度調査含めて17億円という予算規模、あるいはまた土別西小学校においては、改築の場合に14億円程度の予算が必要なんだという市長答弁がございましたが、この財源方法についてはどういう形になっていくのかが1点と、それから教育長からのただいまの答弁で、営繕関係の予算が今説明あったし、また本年度も1,630万円という予算措置がされているんだとあるんですが、その施設整備の要望事項に対しての柔軟性がもう少しあってもいいのではないのかなと。

先ほど私質問しましたけれども、糸魚小学校の場合、まだつくって間もないということもあって、なかなかそういうことが認められないんだということがあっても、実際に建築してみたらこうだったということがあると、実際に冬期間に日差しが非常に強くて、机を持って廊下側のほうへ逃げているような状況であるのでという理由もあったので、その辺、ぜひ今後に向けて、柔軟にそういう要望に対してもハードルをつくらないで聞いていただければありがたいなと思うわけでありまして、その2点について説明いただければと思います。

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいまの財源措置については、ちょっと資料を取り寄せます。その前に営繕費の部分の取り扱いについて、今の御答弁でもお答え申し上げましたとおり、3日間にわたってさまざまな学校の要望に基づいて営繕調査を実施をしております。そういった中で、御指摘のとおり、糸魚小学校については一部太陽の低くなる期間において、当初伺っていた段階では一切カーテン等の設備は要らないということだったんですが、実際に1年間使用してみると、職員室ですとか、かなり日が入る部分があるということで、要望もいただいているところでございます。

それらについて、ただ単に新しいからという理由でカーテンの部分に措置をしていないということではなくて、他の学校においては、具体的に申しましたら、雨漏りだとか結露だとか、本当に二重窓、耐熱の窓ガラスになっていないような状況のところがあったりということで、やはりどうしても寒さだとか環境面で緊急度の高いところを重点にしてしまうという傾向がありまして、全体的な予算の振り分けも含めて、そういったことで進んできておりますが、カーテン等の状況で環境として非常にまぶしくて仕事がつらいという状況も聞いておりますので、それらについては極力柔軟に、ただ単に寒さだとかそういう劣悪な条件の改善だけでなく、プラスアルファの部分にも対応していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、上土別小中学校及び土別西小学校の改築の財源についてでございますが、1つは交付金と現在の過疎の計画において、初めて学校建設においても過疎債が利用できるということになりましたので、財源については今申し上げましたように、交付金と過疎債をもって対応したいと考えているところでございます。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 2つ目の質問であります。公共施設のLED化とその進捗度と今後の予定についてであります。

一昨日の斉藤議員の質問と一部重複の点があると思いますが、私ごとで当日欠席という状態でありまして、この内容について伺っておりませんので、お許しをいただき、重複する部分は簡潔に御答弁いただければありがたいと思います。

LEDは蛍光灯式に比べ消費電力が少なくなって、光源寿命が長く、維持費を抑えられるとあります。LEDの普及は、現時点で庁舎を含めて公共施設や街灯への設置状況と今後の切りかえ予定は何年度くらいまでの予定なのか。更に、そのための設置費用と試算はされたのかをお尋ねします。

例えば、市庁舎の現施設をすべて変更してLED化した場合の設置投資額及び電気料金の試算はどうなっているのでしょうか、お知らせください。

新年度の予算で、新設街灯設備に対する自治会に対する補助金が予算化されましたが、その補助内容を詳しくお聞かせください。

更に、新年度において1年間の設置が予算以上になった場合には、補正を組んでまでも設置

が可能なのでしょうか、この点もお知らせいただきたいと思います。

もしも、庁舎や公共施設のLED化が進められない状況で、なぜに新年度から街灯の予算化しての設置に至ったのか、その経緯をお知らせいただければと思います。

また、各種公共施設の新設工事においては、当初設計からLED化が計画されているのかもお知らせください。もし、されていないのであれば、その理由と今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えいたします。

菅原議員のお話にもありましたように、LEDは消費電力が少ない上に寿命が長いという特徴により維持経費が抑えられるものでありますが、価格については以前より安価になってはいるものの、蛍光灯式に比べ割高なこともあり、本庁舎を初め公共施設における計画的導入には至っていない状況にあります。

本市では、LED化における電気量節減の効果や事務への影響を検証するため、昨年12月に多寄出張所事務室に約29万円の費用で、直管型蛍光灯40本をLED照明に交換したところであります。

現段階の検証としては、いわゆるちらつきなどによる事務作業への影響はないことが確認されていますが、電気料金等については設置から3カ月程度を過ぎた段階でもあり、その金額を明確にするまでには至っておりません。このほか、平成21年に庁舎南側正面入り口付近に屋外通路街灯として3基設置したところであります。

そこで、本庁舎の照明をすべてLED化した場合の試算ではありますが、室内照明については、蛍光灯がおよそ900本あり、すべてをLED灯40型とした場合、まずは初期投資として700万円程度の経費が見込まれます。一方で、電気料については、年間160万円程度の効果があると推計しており、初期投資の経費や財政的な課題はありますが、今後計画的な導入を検討していく必要があるものと考えております。

次に、街灯のLED化については、これまでに市の防犯街灯新設補助を受け自治会が設置したものが3基、また、こども夢トークで出された要望のうち、通学区の道路の暗さを解消するため、23年度のまちづくり特別枠を活用しての新設が6基、白熱灯からLEDへの取りかえが22基となっており、あわせて31基、設置費用はおよそ200万円となっております。

御質問のありました自治会が管理する防犯灯のLED化に対する補助の内容であります。さきの斉藤議員の再質問でお答えしたところでありますが、従来の防犯灯への助成に加え、LED防犯灯の新設及び100ワット以上の防犯灯をLEDに交換した場合の補助対象限度額を5万円とし、その費用の3分の2を助成するものであり、24年度では50基相当分の166万7,000円を予算措置したところであります。

この予算化に至った経緯及び予算以上の申請があった場合の対応についてであります。近年、市民の環境に対する意識の向上から、省電力や耐久性にすぐれたLED照明への関心も高

まり、これまでも一部の自治会から防犯灯LED化の御相談もあったところであります。一方で、白熱灯に比べ高額なことに加え、従来の防犯街灯の料金体系では、1灯40ワット以下が最小単位であったことからLED化するメリットが大きくなかった面がありましたが、昨年12月に新たに10ワットまで、10ワットを超え20ワットまでの料金区分が設定されたことにより、電気料金の負担を軽減できることに加え、防犯街灯向けの製品も多く製造されてきたことから自治会のみならず電気料金を助成している市にとってもメリットがあるものと判断したところであります。ただ、設置後の実態調査及び効果の検証も必要であることから、24年度においてはモデル事業として予算の範囲内での実施を予定しています。

今後、その実効性が明らかになり、自治会からの要望が増えるようであれば、25年度以降、年次計画による整備を検討してまいりたいと存じます。

最後に、公共施設新築時におけるLED照明器具の整備状況であります。平成16年度から19年度にかけ、北部団地の屋外通路街灯28基、平成22年度に朝日地域交流センターの室内照明器具134灯の設置を行ってきたところであります。本年度については、西団地A棟の街灯1基及び共用部分の照明器具22灯、あいの実保育園では街灯2基及び屋外通路の照明器具7灯を設置したところであり、平成24年度においても西団地B棟、新児童センター、多寄医院及び仮称日向保養センター等の公共施設整備においては、街灯及び共用部分の照明についてLED化を進める考えであります。室内照明については価格等の課題もあり、新たな導入には至っていない現状になっております。

しかしながら、今後においては、省エネルギー、環境負荷の低減に効果が高いこともあり、財政状況や価格の課題はありますが、本庁舎のLED化と同様に計画的な導入を検討する必要があるものと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 最後の質問になりますが、バス送迎利用規定についての質問であります。

現在、市内合宿者に対する車両での送迎規定であります。スポーツ団体には旭川空港並びにJR旭川駅までの送迎がされているようでありますが、文化団体にはそのような規定もなく、あくまでも有料自費で来訪されているのだそうであります。要望があったとしても、そのような配慮がないのだと聞いておりますが、朝日サンライズホールでの文化団体者からの声であります。担当者が違うからか、あるいは市のバス利用基準なるものがあって定めているのかをどんな理由で、経緯でそういうふうになっているのでしょうか。

以前に聞いたのは、市内への合宿者のサービスとして、スポーツ団体で翠月宿泊者には翠月のバスが無料送迎しているのであります。民間の旅館等には旅館組合が士別軌道に対して一括で有料での送迎を一定程度の補助金を活用しての送迎が、札幌方面のJR駅や千歳空港まで行っていると聞いています。遠方になるとその分旅館組合の負担割になっているそ

うであります。公共施設や民間にとらわれず、スポーツと合宿の里とうたっている本市にふさわしいような送迎基準をきっちりと定めて、市内事業者からの不平不満が出ないようにすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

本市の合宿等の入り込み数は年々大きく減少の一途でありますことから、サービスに関して特に車両送迎に関してはしっかりとした基準を設けて、合宿者へも市の事業としてやっていることをアピールするべきです。道内各自治体は、合宿や観光での入り込み事業に大きな力を入れていることから、本市に現在訪れ、利用されている大学、高校、小・中学校や各実業団チームにも種々な機会や資料での宣伝活動も一層の努力が必要だと思っております。

本市のスポーツ、文化施設や観光施設に宿泊施設には相当額の事業費も予算化して産業化を推進して、毎年2万人以上の入り込みがある現在であります。入り込み者の減少によって反比例して市の持ち出しが多くなり、財政に与える影響も大きくなることとなります。一人でも多くの人たちが安心して訪れやすい土別にしていくために、トップセールスをしている市長のみならず、すべての市民が営業マンとしての自覚を持ってほしいのであります。

どうかこの質問の機会に、バス送迎利用規定の統一化についての考え方をお聞かせいただき、私の質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 合宿におけるバス送迎の規定についての御質問にお答えいたします。

まず、文化団体については、有料自費で来訪されているというお話でありましたが、現在、本市における合宿に関するバスの送迎は、スポーツ団体、文化団体の区別なく、ともに実施しておりますが、このうち文化団体の合宿につきましては、道内団体の合宿が主体であり、道外からの文化関係の合宿は現在のところ、和太鼓の集団の鬼太鼓座のみであり、この団体みずからが所有する機材、車両による移動を行っていることから、市の送迎を実施しておりませんでした。

また、バスなどの送迎の基準につきましては、平成22年第3回定例会でお答えいたしましたとおり、市と土別軌道がスポーツ合宿送迎用バスの借り上げについて、旭川空港、千歳空港までの片道単価契約を結んでおり、更に市、土別軌道、旅館業組合の三者間で、千歳空港発着分については半額を土別旅館業組合に負担していただくという覚書を取り交わしております。

道外のチームが旭川空港を利用され、送迎を希望される場合、合宿を受け入れている市内のすべてのホテル、旅館が、合宿者が1人の場合でも送迎を行っており、基本的にホテルは所有しているバスやワゴン車で旭川空港の送迎を実施し、バスを所有していない旅館やホテルが調整できない場合については、市のバスやワゴン車、あるいは土別軌道のバスを市が手配して無償で送迎しております。

更に、道外のチームが千歳空港を利用される場合も、10名以上で送迎を希望される団体については、旭川空港と同様に基本的にはホテルの合宿者はホテルのバスで送迎し、バスなどを所

有していない旅館については、覚書に基づいて土別軌道のバスを市が手配し、旅館業組合が半額を負担して送迎を実施しております。

議員御指摘のとおり、経済効果を生む合宿誘致については、道内の各自治体間において競争が激化しておりますが、当市における合宿の送迎は特徴的なサービスでもあり、更に旅館、ホテルとも連携を深め万全を期すとともに、積極的に事業としてPRしてまいります。

今後は、スポーツと文化の合宿のまちとして、道外の文化団体の合宿も積極的に誘致したいと考えており、送迎につきましても文化団体とスポーツ団体を区別することなく、同様の取り扱いとする基準の明確化を検討してまいります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） ただいま安川教育長から御答弁をいただいた中で、やはり中には団体とは2人以上を指すのか、先ほど申しますと、1人でもそういうことをされているということでありまして、非常にきめ細やかにやられていることは事実だと思うんですが、やはり中にはそれに対象になっていない、あるいはそういう送迎制度がこの地域で確立されていないんだということを知らない団体もあるやに聞いておりますので、どうかこの機会に各宿泊公共施設、それから旅館等々にもこういう規定になるようなものを、わかりやすい掲示をしていただければよろしいのかなと思うものでありまして、そのことを要望して、今回の質問を私はこれで終わりたいと思います。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明9日から15日までの7日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。よって、明日9日から15日までの7日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時35分散会）